

定率負担に係るグループホーム、 入所施設(20歳以上)の個別減免(低所得1, 2)

1 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)

制度施行後3年間、食事提供や人的サービスが事業者により提供されるグループホーム、入所施設(20歳以上)利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。

2 費用基準と収入を比較(預貯金等を有している者は対象外)

グループホーム、入所施設それぞれで設定する基本的な費用尺度と本人の収入を比較し、定率負担の個別減免の範囲を定め実施。なお、一定の預貯金等を有している者は対象外。

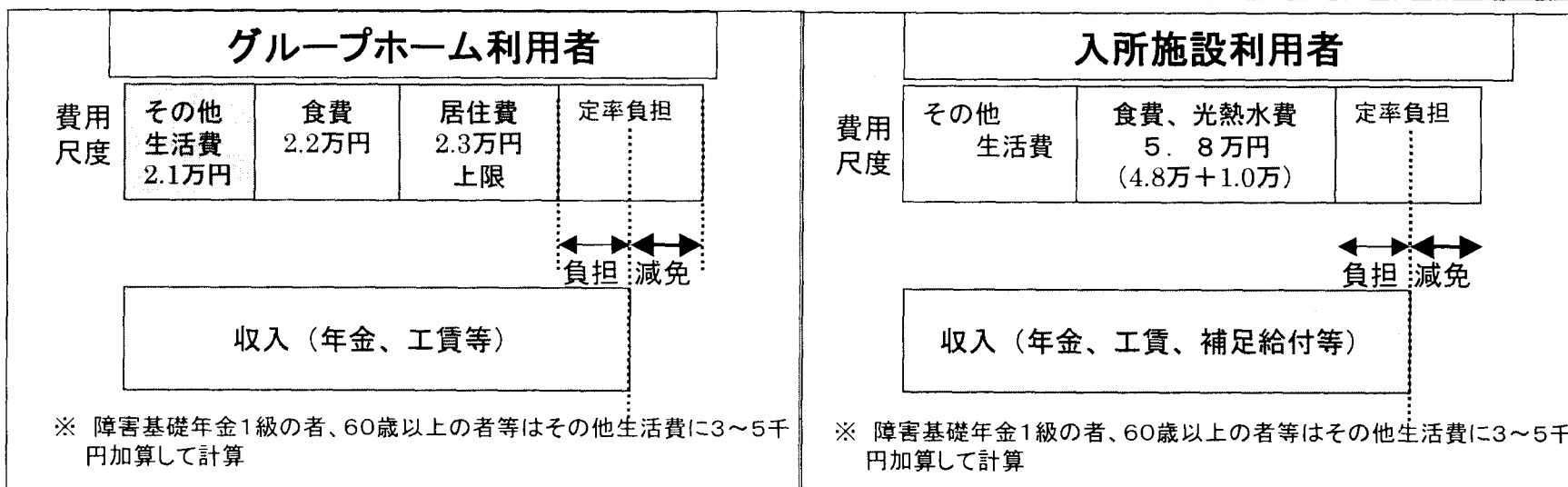
<費用基準>

グループホーム: 現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定(6.6万円の費用構成は、家計調査等を踏まえ、施行時までに検討)

入所施設(20歳以上): 補足給付の費用基準と同じもの。

<収入認定>

費用基準で一定の加算を受ける者以外については、賃金、工賃等に3千円の基礎控除を設ける。それ以外の収入の計算方式については、施行時までに別途検討。



定率負担の個別減免(グループホーム/入所施設)に係る収入認定

1 工賃等

賃金、工賃等については、基礎控除として3千円(費用基準への3~5千円の加算による負担軽減措置を受けている者は除く)を設定。→ 月額3千円の負担軽減措置

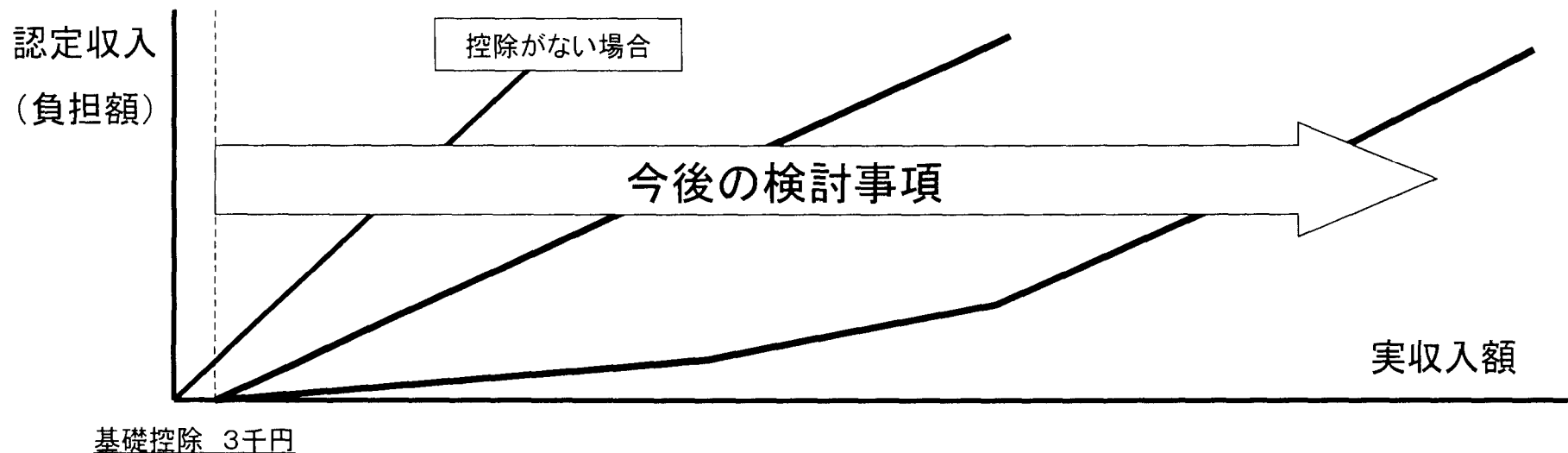
2 年金等

年金(障害基礎年金2級相当額以下)、仕送り等は、基本的に全額を収入として認定

3 今後の検討事項

- ① 賃金、工賃等の基礎控除以上の額、及び障害基礎年金2級相当を超える年金額に係る控除の方法は、グループホーム、入所施設別に制度施行時までには検討。
- ② なお、入所施設については、障害基礎年金1級程度の収入以下の者は、食費等に係る補足給付を受けていることから、グループホームとは別の基準を設ける方向で検討。

賃金、工賃等の控除の計算方式のイメージ



定率負担に係る特別減額制度(生活保護への移行防止)の概要

一 地域生活、入所施設共通一

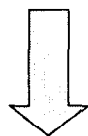
本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。

月額上限24,600円



より低い上限額を適用

月額上限15,000円



より低い上限額を適用

月額上限 0円

※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。

平均的な利用者負担の例(在宅)

特
別
減
額
制
度

モデル1:在宅でホームヘルプを利用する障害児・者

		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
月平均利用額		8.4万円	3.0万円	2.4万円	3.9万円
利用者負担	生活保護	0円	0円	0円	0円
	その他	8.4千円	3.0千円	2.4千円	3.9千円
平均負担率	改正後	5.9%	8.7%	7.3%	8.9%
	改正前	1.1%	0.8%	1.6%	3.8%

モデル2:家族と同居して、通所施設に通いながら、ホームヘルプを利用する知的障害者

知的通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所、ホームヘルプ 3.0万円/月

	食費(通所)	定率負担	経過措置による費用
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.5万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円	2.0万円
低所得2	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.8万円	2.3万円
一般	1.43万円(650円×22日)	1.8万円	3.23万円

平均負担率1% →食費(3年間4割減) +8.5%

平均的な利用者負担の例 (グループホーム/入所施設)

モデル3: グループホームで生活しつつ通所施設に通う知的障害者(グループホーム利用者の約2割)

グループホーム: 月6.6万円、知的通所施設: 月14.9万円(食費除く) / 22日通所

	食費(通所)	定率負担	経過措置後の費用増分
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.50万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+1.5万円(個別減免) =0.50万円~2.0万円
低所得2	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	2.15万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+2.15万円(個別減免) =0.50万円~2.65万円
一般	1.43万円(650円×22日)	2.15万円	1.43万円+2.15万円 =3.58万円

平均負担率1% → 食費(通所) + 8.0%



低所得1が全員、個別に定率負担が免除された場合
食費(3年間約4割減) + 5.0%

モデル4: 入所施設に入所する身体障害者・児

大人の施設の場合

平均3.5万円(0円~費用全額) → 平均6.1万円(食費等込み)



平均 4.8万円
+ 定率負担(個別減免)

児童(負担者は親)施設の場合 ※大人と比較して同所得での負担水準が低い

平均1.1万円(0円~費用全額) → 平均6.1万円(食費等込み)



18歳未満 平均 3.0万円
18・19歳 平均 3.9万円

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは現行と同じ仕組み。

グループホーム・入所施設個別減免

3年経過措置

特別減額制度

主な入所施設の費用負担の変化

身体障害者療護施設 平均事業費 約33.8万円 (食費、光熱水費、日常生活費、医療費除く) 食費 = 4.8万円 光熱水費 = 1万円 (実際の食費等の額は施設ごとに定めることから、表の額は施設により変わります。)

区分(構成割合)	現行 本人負担 (扶養義務者負担有)	実施案(平成18年1月)		
		60~64歳、20~59歳(年金1級)	20~59歳(年金1級以外)	18・19歳
生活保護(約5%)	0	0	0	0
低所得Ⅰ(約16%)	0~19,100	22,000~38,000 +15,000(個別減免)	22,000~41,000 +15,000(個別減免)	25,000
低所得Ⅱ	20,800 ~ 96,000	38,000~58,000 +24,600(個別減免)	41,000~58,000 +24,600(個別減免)	34,600
一般	(約79%)	91,800	91,800	54,000
全体加重平均	35,200	47,400 +定率負担(個別減免)	49,900 +定率負担(個別減免)	38,900

知的障害児施設 平均事業費 約18.6万円 (食費、光熱水費、日常生活費、医療費等除く) 食費 = 4.8万円 光熱水費 = 1万円 (実際の食費等の額は施設ごとに定めることから、表の額は施設により変わります。)
--

区分	現 行		実施案(平成18年10月)		
	20歳未満	20歳以上	18歳未満	18・19歳	20歳以上(年金1級以外)
生活保護	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	0~2,200	0~19,100	16,000	25,000	22,000~41,000 +15,000(個別減免)
低所得Ⅱ		20,800 ~ 50,000	19,600	28,600	41,000~58,000 +18,600(個別減免)
一 般	4,500 ~全額	50,000	45,000	54,000	76,600
全 体加重平均	10,500	27,900	30,400	38,700	49,000 +定率負担(個別減免)

※ 児童入所施設の20歳以上 年金1級の負担額は、大人の施設の年金1級と同額となる。

改正案による各事業平均(マクロ)の負担の変化

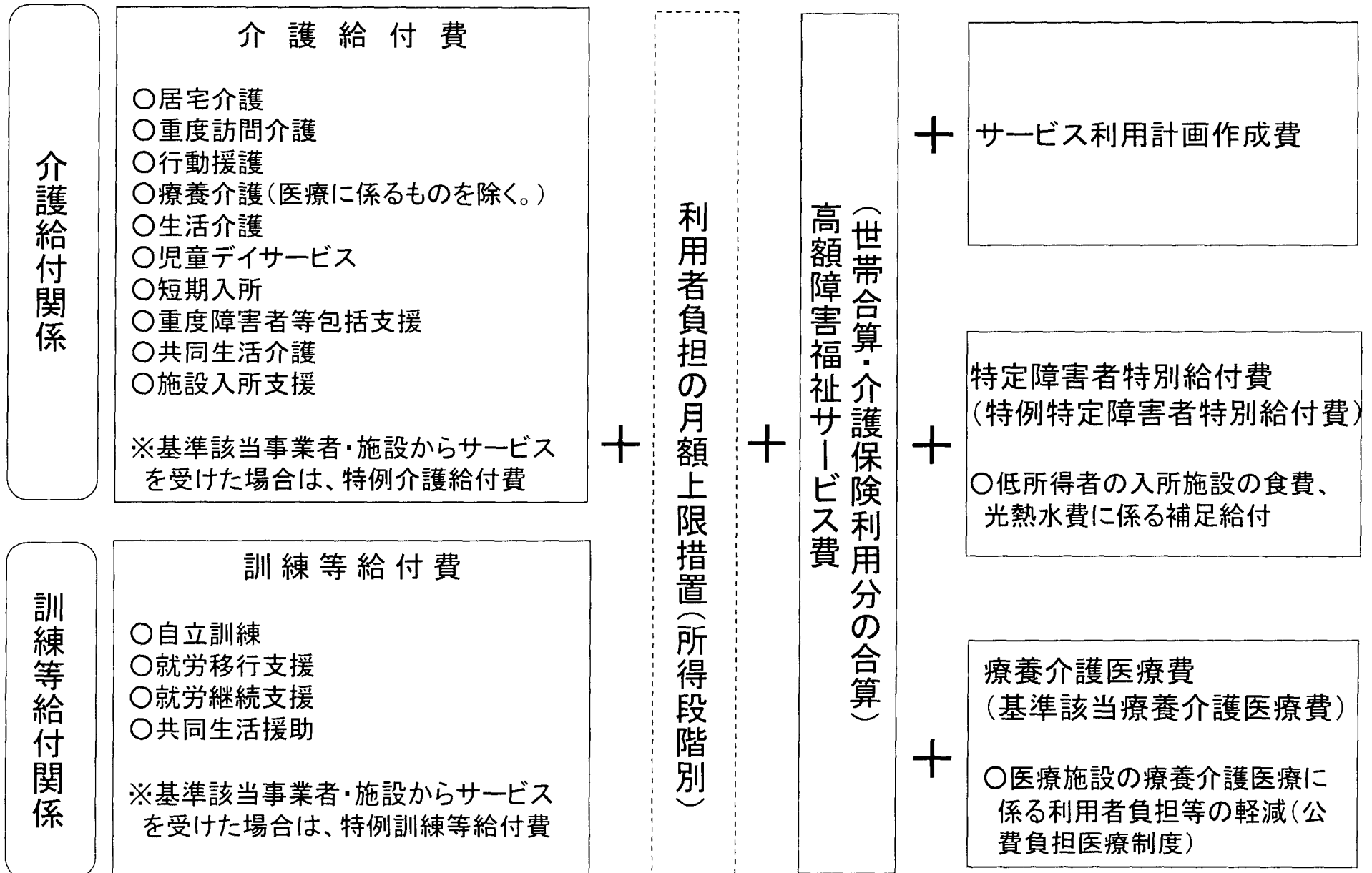
ホームヘルプサービス		通所施設	
現行	事業費 約6.0万円 利用者負担 約0.1万円 (約1%)	現行	事業費 約14.3万円(食費込み) 利用者負担 約0.1万円 (約1%)
平成18年	改正案 約0.4万円 (約7%)	平成18年	経過措置(3年間) 約1.9万円 (約13%)
入所施設(20歳以上)		入所施設(18歳未満)	
現行	事業費 約32万円(食費等込み) 利用者負担 約3.5万円(約10%)	現行	事業費 約24.4万円(食費等込み) 利用者負担 約1.1万円(約5%)
平成18年	経過措置 約4.8万円(約16%) +定率負担(個別減免)	平成18年	経過措置 約3.0万円(約12%)
平成21年	経過措置 約5.2万円+定率負担 食費等が同水準(5.8万円)であれば	平成21年	経過措置 約3.5万円 食費等が同水準(5.8万円)であれば ※ 18歳以上の場合には、+0.9万円

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したもののから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

自立支援給付の構造

※自立支援医療費、補装具費を除く



利用者負担の軽減措置について

<個人単位による月額上限措置>

○障害福祉サービス利用に係る定率負担部分について、世帯の所得状況に応じて、個人の利用者負担上限額を設定。

- ・ 一般 40,200円
- ・ 低所得者1 24,600円
- ・ 低所得者2 15,000円
- ・ 生活保護 0円

○償還払いとならないよう、上限の管理については、利用負担者額管理表(※)を用いて行う予定。

※サービスを提供した際に、事業者が利用者負担額及び累計額を管理表に記入して、上限額のチェックを行う(支援費の居宅サービスの利用者負担上限管理と同様の仕組み)。

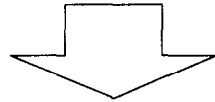
<償還払いによる高額障害福祉サービス費>

○以下の場合については、管理表による上限管理が困難であるため、償還方式により、負担の軽減を図る。

- ・ 世帯で複数の者が障害福祉サービスを利用する場合
 - ・ 個人であっても介護保険サービスと障害福祉サービスを併せて利用する場合
- 世帯内の利用者負担を合算し、上限額(個人の負担上限月額と同額を想定)を超える部分を高額障害福祉サービス費として償還。

利用者負担の見直し時期について

- 支援費制度における利用者負担階層の見直し時期
(居宅サービス) 支給決定時に実施(年1回)
※支給決定の時期は、個人により異なる。
- (施設サービス) 毎年度7月に実施(年1回)
※見直し時期は、全員同時期。



<17年度における利用者負担上限額の見直し>

- 17年度においては、制度改正に伴い、18年1月に必ず見直しを行う必要がある。
- 利用者の手続きによる負担や市町村の事務負担を考慮し、17年度については、18年1月の1回の見直しとする予定。(例えば、施設サービスであれば、17年7月の見直しを行う必要はない。)
- なお、平成18年1月までの間に、利用者等の負担能力に著しい変動が生じた場合については、市町村の判断により、適宜、見直しを行うことができることとする。

利用者負担に係る見直しのスケジュール(案)

月日	国	都道府県	市町村
17年5月	素案提示（全国会議） ・ 定率（1割）負担 ・ 個別減免 ・ 上限額管理 ・ 世帯合算 等	市町村への伝達会議 〈施行に向けた準備開始〉	（同左）
6月			
7月			
8～9月	政省令等公布	市町村への伝達会議 障害者・事業者への通知・周知 実施に向けての準備 （～12月）	（同左） 障害者・事業者への通知・周知 実施に向けての準備 個々人の具体的な利用者負担額 の見直し（～12月）
10月			
11月			
12月			
18年1月	法施行 定率（1割）負担の導入	（同左）	（同左）